



## 伊達判決60周年の今年 砂川事件裁判で国家賠償請求訴訟を起こしました

吉沢 弘久 (自治退顧問・伊達判決を生かす会)

2015年9月19日に安倍政権が、安保関連法を強行成立させたことは、まだ記憶に新しいことでしょう。「現憲法下でも集団的自衛権行使は認められ、安保関連法は許される」という法律的根拠に安倍政権が持ち出してきたのが、1959年3月30日の砂川事件裁判の一番・伊達判決（「駐日米軍は違憲」）を破棄した同年12月16日に出された最高裁判決であったのです。ほとんどの学者が「この最高裁判決を集団的自衛権の容認や安保関連法の法的根拠にするのはいくらなんでも無理」としていました。この最高裁判決の主たる点は「安保条約のような重要な外交事項は司法の審査の対象外」と、憲法を安保条約の下に置いたことなのです。その後、司法の政治への従属が今日まで続いているのはご承知の通りです。

### アメリカと密通していた田中裁判長

この判決を出した最高裁大法廷裁判長が田中耕太郎・最高裁長官で、砂川事件判決を出したのち、米国の推薦で国際裁判所判事となりました。2008年にアメリカ公文書館で、砂川裁判当時のマッカーサー駐日大使の本国への砂川裁判に関する報告記録が日本の研究者によって10数通発見、その後閲覧禁止期間の解除後に研究者が入手したものも含めて、田中裁判長が砂川事件裁判中にマ大使らと密かに会った事実が3度あったことが確認できました。マ大使が、この3度の非公式接触から得た情報は、「判決の時期、各裁判官のスタンスの違いを統一させ、全員一致の判決を出すべく努力、伊達判決が憲法判断をしたのは権限外と判決の内容を示唆」などでした。憲法第37条には「刑事被告人は公平で迅速な公開裁判を受ける権利」が保障されています。裁判長が密かに一方の当事者である米国に裁判情報を知らせていることは、明白に「公平な裁判」に反しています。司法のトップである長官が自ら憲法に違反して行った「不公平な裁判」は、法的にも有効である筈がありません。

### 「免訴」を求めて再審請求

この事実を知った元被告や私たち砂川闘争に参加した者が中心になって、2009年に「伊達判決を生かす会」を作り、外務省や最高裁などの国家機関に当時の関連情報の公開を求める運動を始めました。民主党政権時代の外務省から一部関連資料が出された以外、壁は厚く有効な資料の公開はありませんでした。そのうちに、先述の安倍政権による砂川事件最高裁判決の利用という事態になりました。私たちは、不公正で誤った判決を利用して政治を進めさせてはならないと考えました。そこで、アメリカ公文書館で発見・入手された文書を新証拠にして、「田中裁判長の下での裁判は『不公平』で被告の人権が侵害された。この裁判は、『免訴・打ち切り』とするべきである」という再審請求を2014年に東京地裁に出しました。しかし、地裁は、新証拠の記載を無視したり無茶読みをして、田中の裁判は「不公平な裁判とは言えない」と棄却（2016年3月）、高裁は新証拠や憲法には目もくれず刑法が言う「免訴」の条件に当たらないとして学説や判例を無視して棄却（2017年11月）、最高裁に至っては「当案件は単なる法律問題」だから最高裁の審査対象ではない、と

して2018年7月再審の道を閉ざしてしまいました。

### 国賠訴訟で司法の墮落を追及

このままでは、今日まで政治的にも続いている裁判官が絶対にしてはならない不法行為と判決で司法を政治に従属させた田中の歴史上の犯罪や「足跡」が、「田中耕太郎先生は偉かった」という虚偽の姿に隠されてそのまま残ってしまいます。今年3月19日に、私たちは、憲法37条が保障する「公平な裁判を受ける権利」を田中によって侵害されたので、①権利侵害に対する賠償金支払い ②支払わされた罰金各人2千円の償還 ③国による謝罪広告の新聞掲載を求める国賠訴訟を起こしました。金額的に請求金額が少額であるのはこの訴訟が経済的補償を求めることが主眼ではないからです。公開法廷で、田中の不法行為をはじめ、安倍政権の違憲立法批判、伊達判決の正しさなどについて発信する機会を作り、問題の本質を明らかにしようと思います。メディアへもこれまで以上に働きかけるつもりです。

自治退の皆様にはこれまでも大きなご支援をいただいております、今後ともよろしくお祈りいたします。

\*砂川事件：1955年米軍立川基地の拡張計画に基づき都下砂川町（現在は立川市）の拡張予定地の強制測量を国が行おうとした。地元では町長自身を含めた土地所有者が反対同盟を結成し、警官隊に守られた調達庁の強制測量に対抗した。翌56年には、地元の要請を受け、多くの労組・学生などが支援に参加し、警官隊の暴力的排除に抗し予定地の測量を完了させなかった。57年7月、基地内の農地を取上げられた所有者が返還訴訟を起こし、それへの対抗措置として国はその基地内の土地の強制測量を行った。これに抗議する労働者学生が柵を揺さぶり数百人が基地内に立ち入った。9月に入って、23人の労働者学生が逮捕され、うち7人が「日米安保条約に基づく日米行政協定に伴う刑事特別法」違反で起訴された。これが砂川事件である。

立憲民主党  
立憲民主党参議院比例第13総支部長

# 岸まきこ

社会保障制度と  
平和を  
守るために



全日本自治体退職者会は  
「岸まきこ」さんを推せん  
しています。

統一自治体選挙・参議院議員選挙を  
退職者会要求実現に結びつけましょう

# あなたは狙われている 「高齢者の消費トラブルとトラブル防止のために」

依然として高齢者を狙った詐欺が多発しています。今回も、前回に引続き詐欺防止に向けた取り組みとして、国民生活センターへ寄せられた3件の相談事例をご紹介します。みなさんも、詐欺防止の参考にしてください。

## 1、具体的なトラブル事例

### 事例1「スマートフォン 買ったものの使いこなせない…」

友達がスマートフォンを使っているのが便利そうだと思い、携帯電話会社の店舗に行った。使い方も何もかも分からないことを告げると、使い方を教えてくれるというので契約することにした。すると、スマートフォンの他に「画面が大きく便利だ」とタブレットを、「まとめると安くなる」と光回線や電気の契約を勧められ、よく分からないまま契約してしまった。しかし、スマートフォンもタブレットも使いこなせない。  
(70歳代 男性)

#### <ひとこと助言>

- 初めてスマートフォンを購入する際は、事前に、契約していない人でも参加出来るスマートフォン教室等を利用したり、周りの人に操作方法を聞いたりして、自分に合っているかを確認してからにしましょう。
- 契約の際に、光回線やタブレットなど目的以外の商品やサービスを勧められても、内容がよく分からないときは断りましょう。
- 一定の条件が認められた場合、契約を解除出来るケースもあります。契約を解除したいと思ったときは、すぐに携帯電話会社に申し出ましょう。

### 事例2「天皇陛下の退位に便乗した商法にご注意」

見知らぬ事業者から「平成から年号が変わる。天皇陛下のアルバムを買わないか」と電話があり、皇室に興味があったので、少し話を聞いてしまった。本来8万円だが、3万8千円で買えると言われた。最終的に断ったのに一方的に自宅にアルバムが配送され、夫が受け取ってしまった。  
(70歳代 女性)

#### <ひとこと助言>

- 天皇陛下の退位に便乗して、アルバム、掛け軸等の購入を電話で持ち掛けられたとの相談が寄せられています。中には長時間に渡って勧誘された、断っているのに執拗に勧誘されたという強引なケースもあり、注意が必要です。
- 話を聞いてしまうと断りにくくなってしまいます。購入する意思がない場合には、早いうちにはっきりと断りましょう。
- 注文や承諾していない商品が届いた場合は、代金を支払わず受け取り拒否しましょう。受け取り拒否をしても宅配業者に迷惑がかかることはありません。「誰が注文したか分からない荷物は受け取らない」というルールを家族で作っておくのも一つの方法です。

### 事例3「遺品整理サービス 契約内容をよく確認」

兄が亡くなったため、スマートフォンで検索して見つけた遺品整理事業者に来てもらい、見積もりを出してもらったことにした。事業者から、「今日決めてもらったら安くなる」、「早く決めれば早く

始められる」などと言われたので、その場で約32万円の契約をして、手持ちの2万5千円を支払った。「週明けから準備を始める」と言っていたのに、その後、なかなか作業を始めてくれない。

(60歳代 女性)

#### <ひとこと助言>

- 遺品整理サービスに関する料金や作業内容は事業者により様々です。必ず複数の事業者から見積もりを取り、料金や契約内容を比較しましょう。
- 「今なら安くなる」などとせかさされても、その場ですぐに契約してはいけません。家族や周囲の人に相談することも大切です。
- 契約する際には、改めて作業日、作業内容、追加料金やキャンセル料等を含む料金について確認しましょう。
- 残しておきたいものまで処分されてしまうケースもあります。残しておくものと処分するものを明確に分けておきましょう。

## 2、困ったときの対処法

消費者トラブルで困ったときは、一人では悩まずに、全国共通の電話番号「消費者ホットライン188」へご相談ください。地方公共団体が設置している身近な「消費生活センター」や「消費生活相談窓口」を案内します。

これ以外にももっと多岐にわたった相談事例もあります。知りたい方は、「国民生活センター見守り新鮮情報」を検索してください。  
※ 相談事例は「独立行政法人国民生活センター」資料より活用。

### 年齢に関係なく（基本補償部分）加入・継続できます

#### 安心総合共済

#### ケガで入院・通院・死亡/手術/賠償責任/携行品損害

保険期間：2019年3月20日午後4時～2020年3月20日午後4時

4月以降は毎月20日より加入ができ、手続きは2か月前の15日までに手続きをお願いします。

最終加入日は10月20日で、その申込締切りは8月15日です。

1. 会員なら何歳になっても加入・継続できます。
2. 会員本人と配偶者が加入できます。
3. ケガ（死亡・入院・手術・通院）が補償されます。
4. ケガでの入院・通院は1日目から補償されます。
5. 日常生活での第三者に対する個人賠償（対人・対物）補償（国内無制限・海外1億円）が付いています。
6. 外出時における携行品が補償されます。
7. （オプション）がんと診断された場合、一時金を支払います  
◆がん補償のみ告知内容によって加入制限があります

詳細については 取扱代理店 (株)自治労サービス  
03-3239-5880 までお問い合わせください

「安心総合共済」は、東京海上日動火災保険株式会社の団体総合生活保険のペットネームです。このご案内は団体総合生活保険の概要について、ご紹介したものであり、加入にあたっては必ずパンフレット・重要事項説明書をよくお読みください。ご不明な点は代理店までお問い合わせください。  
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社（担当課）広域法人部団体・協同組織室  
住所：東京都千代田区三番町6-4 TEL：03-3515-4151 2018年9月作成 18-T05107